

議案第 7 号

那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

那須烏山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

那須烏山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
那須烏山市条例第 号

那須烏山市国民健康保険条例（平成17年10月那須烏山市条例第81号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>(過料)</p> <p><u>第17条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした</u></p> <p>_____</p> <p>_____場合においては、10万円以下の過料に処する。</p>	<p>(過料)</p> <p><u>第17条 世帯主が、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>場合においては、10万円以下の過料に処する。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。